消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

令和８年 11 月６日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

〇特記事項あり

電気ケトルに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

１．ガス機器・石油機器に関する事故　１件
（うち屋外式（ＲＦ式）ガス瞬間湯沸器（ＬＰガス用）１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故　５件
（うち電気シェーバー３件、電気ケトル２件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故　14 件
（うち携帯電話機（スマートフォン）１件、フッドミキサー（ブレンダー）１件、電子レンジ１件、リチウム電池内蔵充電器５件、スリッパ１件、水槽用ウォータークーラー１件、脚立（アルミニウム合金製）１件、照明器具１件、靴１件、椅子１件）

４．製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

１．～４．の詳細は別紙のとおりです。

５．留意事項
これらは消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。（管理番号：A202400990、A202401003、A202401061 を除く。）
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

６．特記事項

株式会社グループセブジャパンが販売した電気ケトルについて
（管理番号：A202600874、A202600875）

①事故事象について

株式会社グループセブジャパン（法人番号：7010701002766）が販売した電気ケトルを使用中、当該製品の電源プラグ部及びその周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、特定の製造ロットにおいて、電源コードの不適切な使用方法によって電源プラグが破損し、使用の際に、コンセント近辺での発火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2025 年（令和７年）９月 16 日にホームページに情報を掲載するとともに、プレスリリース、ＳＮＳの発信及び取引先販売事業者から購入者に対してダイレクトメールの配信を行い、対象製品について電源プレートの交換（無償）を実施しています。

③対象製品：商品名、製品品番、製造時期（４桁の番号）、対象台数

商品名	製品品番	製造時期（４桁の番号）	対象台数
ティファール電気ケトル	製品品番、製造時期（４桁の番号）は下記「【問合せ先】ウェブサイト」を参照		4,185,393

2025 年（令和７年）９月 16 日からリコール（電源プレートの交換（無償））を実施

交換率：15.1%（2026 年 10 月 31 日時点）

＜リコール対象製品での事故件数＞

対象製品におけるリコール対象の内容による 2025 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2026年度	5	火災
2025年度	3	火災

※当該事故（管理番号：A202600874、A202600875）は含まない。

＜対象製品の外観、確認方法＞

対象製品の外観



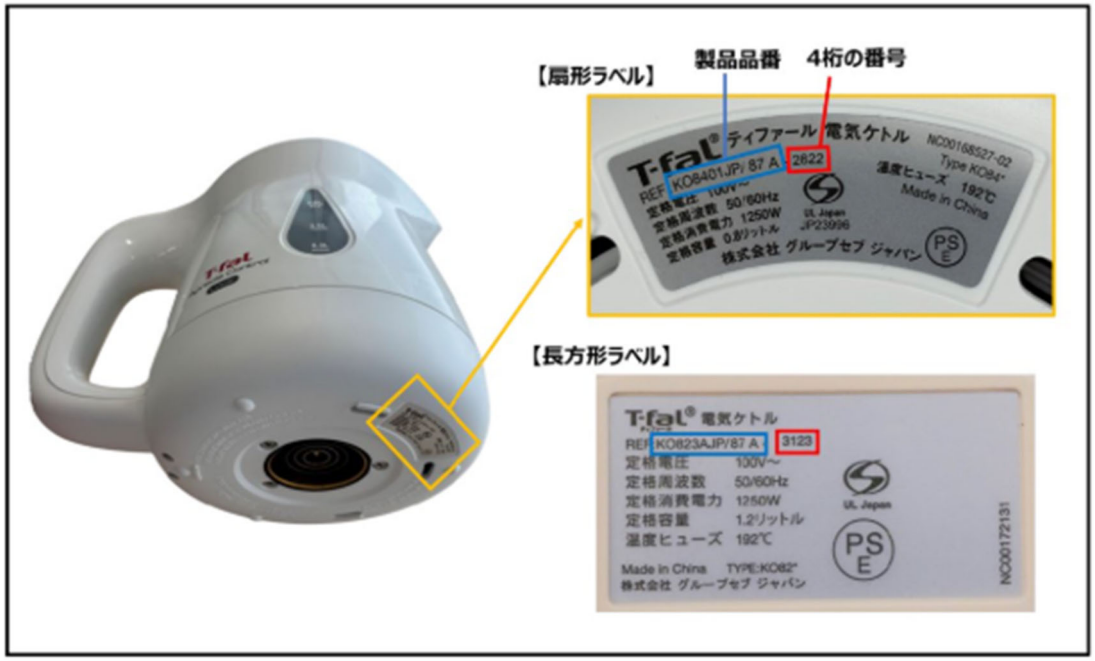
上写真は一例として「アプレシア プラス シュガーピンク 0.8L（BF805774）」を掲載しています。

確認方法

電気ケトル本体の底面には、扇形や長方形のラベルが貼られています（※1）。
ラベルの青枠内が製品品番、赤枠内が４桁の番号です。
お手持ちの製品の製品品番と４桁の番号が共に、別表の対象製品と合致する場合、下記の窓口から無償交換のお申込みをお願いいたします。

（※1）製品によっては、ラベルの形やサイズ及び印字内容やレイアウトが写真と異なります。
「ウォッシャブル 0.8L」（製品名）のみ、ラベルではなく電気ケトル本体の底面に、製品品番と４桁の番号が刻印されています。

【ラベルが貼られている箇所】



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う電源プレートの無償交換を申し込まれていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社グループセブジャパン　ティファール電気ケトル電源プレート無償交換事務局

受　付　窓　口：受付時間　９時～18 時（土日祝日、事業者休業日を除く）

電　話　番　号：0120-153-020（フリーダイヤル）

ウェブサイト：https://www.t-fal.co.jp/news/250916-1/

※オンライン受付フォーム（24 時間）

https://www.t-fal.co.jp/news/250916-2/

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担　当：松本、上田（俊）、別所、箭竹、上田（謙）

電　話：03(3507)9204（直通）

ＵＲＬ：https://www.caa.go.jp/

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担　当：日野、松本、中谷

電　話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧　　別　紙

1．ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600867	令和8年10月20日	令和8年11月2日	屋外式（RF式）ガス瞬間湯沸器（LPガス用）	YS1652R（株式会社ハーマンブランド）	株式会社ノーリツ（株式会社ハーマンブランド）	火災	社員寮で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から20年以上経過した製品

2．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400990	令和6年12月10日	令和6年12月27日	電気シェーバー	ES-PV3A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電しようとしたところ、当該製品及びUSBケーブルの接続部を溶融する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、水等の液体を用いる環境下において使用されるものであるところ、USBコネクター部への液体浸入防止対策が十分に機能しなかったため、コネクター部周辺に付着した液体が、使用に伴い端子部に浸入した状態で充電された際、充電中に端子部でトラッキング現象が生じて異常発熱し、溶融、焼損したものと推定される。	東京都	令和7年1月7日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202401003	令和6年12月23日	令和7年1月7日	電気シェーバー	ES-PV6A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品及びUSBケーブルの接続部を溶融する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、水等の液体を用いる環境下において使用されるものであるところ、USBコネクター部への液体浸入防止対策が十分に機能しなかったため、コネクター部周辺に付着した液体が、使用に伴い端子部に浸入した状態で充電された際、充電中に端子部でトラッキング現象が生じて異常発熱し、溶融、焼損したものと推定される。	東京都	令和7年1月10日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故（続き）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考	機種・型式	事業者名
A202401061	令和7年1月 ※不明	令和7年1月23日	電気シェーバー	ES-PV3A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品及びUSBケーブルの接続部を溶融する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、水等の液体を用いる環境下において使用されるものであるところ、USBコネクター部への液体浸入防止対策が十分に機能しなかったため、コネクター部周辺に付着した液体が、使用に伴い端子部に浸入した状態で充電された際、充電中に端子部でトラッキング現象が生じて異常発熱し、溶融、焼損したものと推定される。	栃木県	令和7年1月28日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202600874	令和8年9月9日	令和8年11月4日	電気ケトル	KO1711JP	株式会社グループセブジャパン （輸入事業者）	火災	店舗の食堂で当該製品を使用中、当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、特定の製造ロットにおいて、電源コードの不適切な使用方法によって電源プラグが破損し、使用の際に、コンセント近辺での発煙ないし発火に至ったものと考えられる。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月26日 令和7年9月16日からリコールを実施（特記事項を参照） 交換率：15.1%
A202600875	令和8年9月9日	令和8年11月4日	電気ケトル	KO4908JP	株式会社グループセブジャパン （輸入事業者）	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、特定の製造ロットにおいて、電源コードの不適切な使用方法によって電源プラグが破損し、使用の際に、コンセント近辺での発煙ないし発火に至ったものと考えられる。	大阪府	令和8年10月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月29日 令和7年9月16日からリコールを実施（特記事項を参照） 交換率：15.1%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600868	令和8年10月25日	令和8年11月2日	携帯電話機（スマートフォン）	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A202600869	令和8年10月18日	令和8年11月2日	フッドミキサー（ブレンダー）	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和8年11月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202600870	令和8年10月27日	令和8年11月2日	電子レンジ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	
A202600871	令和8年9月30日	令和8年11月2日	リチウム電池内蔵充電器	火災	事務所で当該製品を充電中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和8年10月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月26日
A202600872	令和8年10月6日	令和8年11月2日	リチウム電池内蔵充電器	火災	火災が発生し、現場に当該製品があった。出火元を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月14日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意
A202600873	令和8年7月16日	令和8年11月2日	スリッパ	重傷1名	病院で当該製品を履いて歩行中、転倒し、左足膝を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	山形県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月28日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故（続き）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600876	令和8年9月25日	令和8年11月4日	水槽用ウォーター クーラー	火災	倉庫で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月22日
A202600877	令和8年10月6日	令和8年11月4日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を鞄に入れていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月30日
A202600878	令和8年10月6日	令和8年11月4日	脚立（アルミニウム合金製）	重傷1名	作業場で当該製品を使用中、脚部が曲がり、転落、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月26日
A202600879	令和8年10月3日	令和8年11月4日	リチウム電池内蔵充電器	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月28日
A202600880	令和8年8月22日	令和8年11月4日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品に他社製の充電器及びUSBケーブルを接続して充電中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	令和8年9月3日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月2日
A202600881	令和8年10月25日	令和8年11月4日	照明器具	火災	当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	島根県	製造から20年以上経過した製品 令和8年11月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202600882	令和8年10月20日	令和8年11月4日	靴	重傷1名	作業場で当該製品を履いて作業中、倒れてきた鋼材が当たり、左足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	
A202600883	令和8年9月11日	令和8年11月4日	椅子	重傷1名	当該製品に着座しようとしたところ、当該製品が破損し、転倒、臀部を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月26日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし